

平成23年（ネ）第1246号地位確認等請求事件

名古屋高等裁判所 民事第3部 裁判長 長門 栄吉殿

「三菱電機派遣切り裁判」公正判決を求める要請書

三菱電機株式会社名古屋製作所において、2008年より進められてきた派遣労働者の解雇、いわゆる派遣切りによって、原告は長年働いてきた三菱電機での仕事を契約期間を残したまま突如奪われ、3年たった現在も、家族とともに生活の危機に直面しています。

原告らは、期間の違いこそあれそれぞれ2002年05月、2003年12月から、三菱電機名古屋製作所内において、同一業務に一貫して従事してきました。当初は請負会社に所属し、三菱電機株式会社による日常的な指揮命令下で働き（地裁判決で偽装請負が認定される）、2006年10月の三菱電機姫路製作所の偽装請負が告発された後は、派遣に切り替えられ解雇されるまでそのまま働き続けました。

その時点で、長期にわたる偽装請負は派遣期間に繰り入れられ、すでに三菱電機名古屋製作所では派遣労働者の受け入れ自体が違法な状況となっていました。しかし、その後も原告を雇入れ、指揮命令し使用していたという事実は、原告と三菱電機の間に黙示の雇用契約が成立していたと考えることが自然だと考えます。

原告らは、2009年3月9日名古屋地方裁判所に三菱電機株式会社及び、各派遣元会社を相手取り、正社員としての地位の確認・損害賠償を求め提訴し、2011年11月2日名古屋地裁は派遣先企業である三菱電機株式会社の責任を認める判決を下しました。

しかし、被告三菱電機は判決を不服として即日控訴、一方、原告側も正社員としての雇用などを求め控訴し、2012年3月27日に名古屋高等裁判所での審理が始まりました。

貴裁判所に以下のことを、要請します。

記

一、非正規労働者が増加の一途をたどる雇用情勢、法令順守を掲げる大企業の社会的責任を十分勘案し、公正な判決を求めます。

| 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

三菱電機派遣切り裁判勝たせる会

署名送付先：〒456-0006名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館本館405

「三菱電機派遣切り裁判」早期解決を求める要請書

株式会社フルキャストファクトリーなどから貴社三菱電機名古屋製作所に派遣され、長年働いてきた全労連・全国一般労働組合愛知地方本部あいち支部名古屋地域分会内「名古屋北部青年ユニオン」組合員の裁判の早期解決を強く要請します。

組合員は、長いものでは約7年にわたり、三菱電機名古屋製作所内で同一の業務に従事し、製造業での派遣労働解禁前から三菱電機による指揮命令を受け働いてきました。組合員の就労した部署では約8割が非正規労働者となり、一時的・臨時的であるはずの派遣労働者が実態としては三菱のモノづくりを支えていたことは明白です。

正社員から派遣労働者へなど、このような人件費の削減などにより三菱電機においても、2007年度決算における純利益773億4300万円となり、これは2003年度決算の純利益263億4400万円の約3倍の利益ということになります。09年05月に発表された決算報告でも電機大手の中で唯一黒字となるなど、派遣切りをおこなわなければならない根拠は希薄です。また、1兆4千億円を超える巨額な内部留保や、29人の役員で20億円を超える役員報酬を支出していることなど、三菱電機は派遣切りをストップできる体力が十分にあったと考えます。

組合員は、2009年03月09日、派遣切りは違法であり、地位確認を求めるとの裁判をおこし、2011年11月2日名古屋地裁は三菱電機の不法行為を厳しく断罪する判決を下しました。この判決を真摯に受け止め、日本の電機産業のリーディングカンパニーである三菱電機が、雇用を守る社会的責任を自覚され、派遣切りを謝罪し、組合員らを直接雇用し裁判を早期に解決されることを強く訴え、下記の要請を行います。

記

1. 原告である組合員3名を三菱電機名古屋製作所で直接雇用すること。
2. 組合員の直接雇用にあたっては、期間の定めのない雇用とすること。
3. 裁判を早期に解決すること。

| 氏名 | 住所 |
|----|----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

三菱電機派遣切り裁判勝たせる会

署名送付先：〒456-0006名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館本館405